

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にお知らせ
 自分の意思で年金記録を再チェックするが、自分の在職中の思わぬ理由で持参しなかった記録の問題は、年金記録のありかた、特に未納時、文字に個人差があり、読みかたに文字のありかた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 本人自身による記録再チェック徹底の促進
 2. 行政事務所の認知、関係機関との連携
 3. 年金記録の公表、報道されるよう、一旦年金記録の公表を促す
 4. 年金記録の公表、報道されるよう、一旦年金記録の公表を促す
 5. 年金記録の公表、報道されるよう、一旦年金記録の公表を促す
 6. 年金記録の公表、報道されるよう、一旦年金記録の公表を促す

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特:ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が大きすぎて解決ができません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に認識したのは退任後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思われましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応に甘さがあったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課 国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①「年金記録について」
 私は昭和29年の採用で、台帳課に配属されました。事業所の被保険者名簿から各個人の紙台帳に転記するのが業務でした。これを上司が1件1件チェックして、昭和30年代の最終納期までに厚生省の担当課に順次送付しておりました。この業務が最終的に終了した時点で台帳課は解散いたしました。

②「報酬月額について」
 報酬月額は算定基礎届提出時に事業所担当者が持参した賃金台帳と届書の照合確認を行い、2等級以上は月額変更届を提出する。これが本来の事務であり、事業主に断りなく帯納しているからと個人の給料月額を勝手に減額した報酬月額に変更することは無い。当県では絶対に考えられません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

③「滞納事業所について」
 徴収課在籍時は滞り内月か来月かになると物品が債権差押をして延滞金を増やさないよう気をつけていました。最悪の事業廃止がやむを得ないときは、事業主とよく話し合いをして全額年月日を決めていました。滞り金はすべて不納欠損で処理していましたが、これがかなり面倒な事務処理だったのを覚えています。保険料滞納時まで遡及して資格喪失届を作成したことは全く記憶にはありません。

(質問2) → ①は転記ミスが考えられます。当時の基本となった事業所の被保険者名簿があれば別ですが、おそれ無理でしょうね。
 ②～③は基本どおり事務処理を行っていただければ問題は起きないと思います。あるとすれば、事業主と従業員個人との問題しか考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍時には年金受給者が多く出初めた頃であり、年金記録問題は聞いたことはありません。
ここ数年のテレビ、新聞等の報道で知っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ねんきん特別便の送付が来してから、私の兄弟、親戚、クラスメート等、近頃の皆さんに聞いても自分の年金記録に疑問を持つ人は、今のところいません。

それなのに解決もなく、頑張っている現役の社会保険職員の方や、私達OBとしては援助も出来ず、申し訳ない気持ち一杯です。反省するのは長寿厚労大臣ではないですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(調査会時代)
 ・裏帳簿により保険加入させるべき者を加入させなかった、加入加入させなかったケースもあった。
 ・本来加入させるべきと認め、事実と違っても加入させる。
 ・事実と違う報酬で届書を提出。
 (本人側)
 ・事業主に、自分の氏名・生年月日・年金手帳の所持の有無について正確に伝えて貰う。
 ・過去において、本人が、自分の氏名・生年月日を事実と違っても、事業主に報告

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主に対し、あらゆる機会を捕え正確な届書を提出するよう広報する依頼

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞・テレビ等で報道されるまでは知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問2)と同様

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたが、また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。

(質問 1)

私は、
当時から事務所の被保険者台帳と市町村の被保険者名簿を3年に1回全件突合を行い被保険者台帳と被保険者名簿の整合性をとっていました。
ただし、昭和60年度(オンライン)後は市町村電算活用のため省略。昭和41年頃にさん孔タイプライタが導入され、被保険者台帳のさん孔部を使用して納付記録の進達を社会保険庁業務センターに送付行っていました。その結果、事故で収録されていない場合には事故リストとして各社会保険事務所に返運されており、事故リストを正確に補正し再進達されていたのか?また、進達時には未納者となっていた被保険者が社会保険事務所で現金領収(附則18条・附則13条・附則4条及び追納・現金前納を含む)をしたものが記録の訂正ということで進達されていたのか?ということが考えられます。
昭和60年度以前(紙台帳)他社会保険事務所より住所変更により転入された場合に、前住所地に於ける納付記録(転出直前に納付)が正しく転入先社会保険事務所(被保険者台帳は先に送付)に連絡されたのか?

(質問 2)

同姓同名・生年月日・男女等が同じであっても必ずしも同一人と判定されないため、必要があれば、本籍地の戸籍の附票で住所を確認し同一人・別人を判断すべきである。
過去においては事業所採用時に、雇用条件として年齢制限があったので生年月日が正しくない場合がある。また、転職を繰り返す被保険者にとっては、年金手帳を何冊も保持している者が多く存在する。結婚により氏が変わっている者も存在するので、機械的に全てを解消することは非常に難しい、次善の策として、最終的には裁定請求時に事務所窓口にて、20歳か60歳までの間空白の期間がある者に丁寧に対応し、給付に結び付けるしか方策はない。

(質問 3)

納付記録のことについては、私が採用された時に多くの先輩から「被保険者台帳への消し込みのミスは担当者にとって1件かもしれないが、被保険者にとっては、100%の問題だ。慎重に行うように」との指示を厳しく受けていた。1でも述べたように被保険者台帳と被保険者名簿により整合性をとっていたし、昭和59年頃、(オンライン導入前)社会保険庁から新潟県の被保険者リストを全件取り寄せ被保険者台帳と突合し補正を行った経緯があった。その際にも不突合の者があったので、全国的にはあると感じていた。

(質問 4)

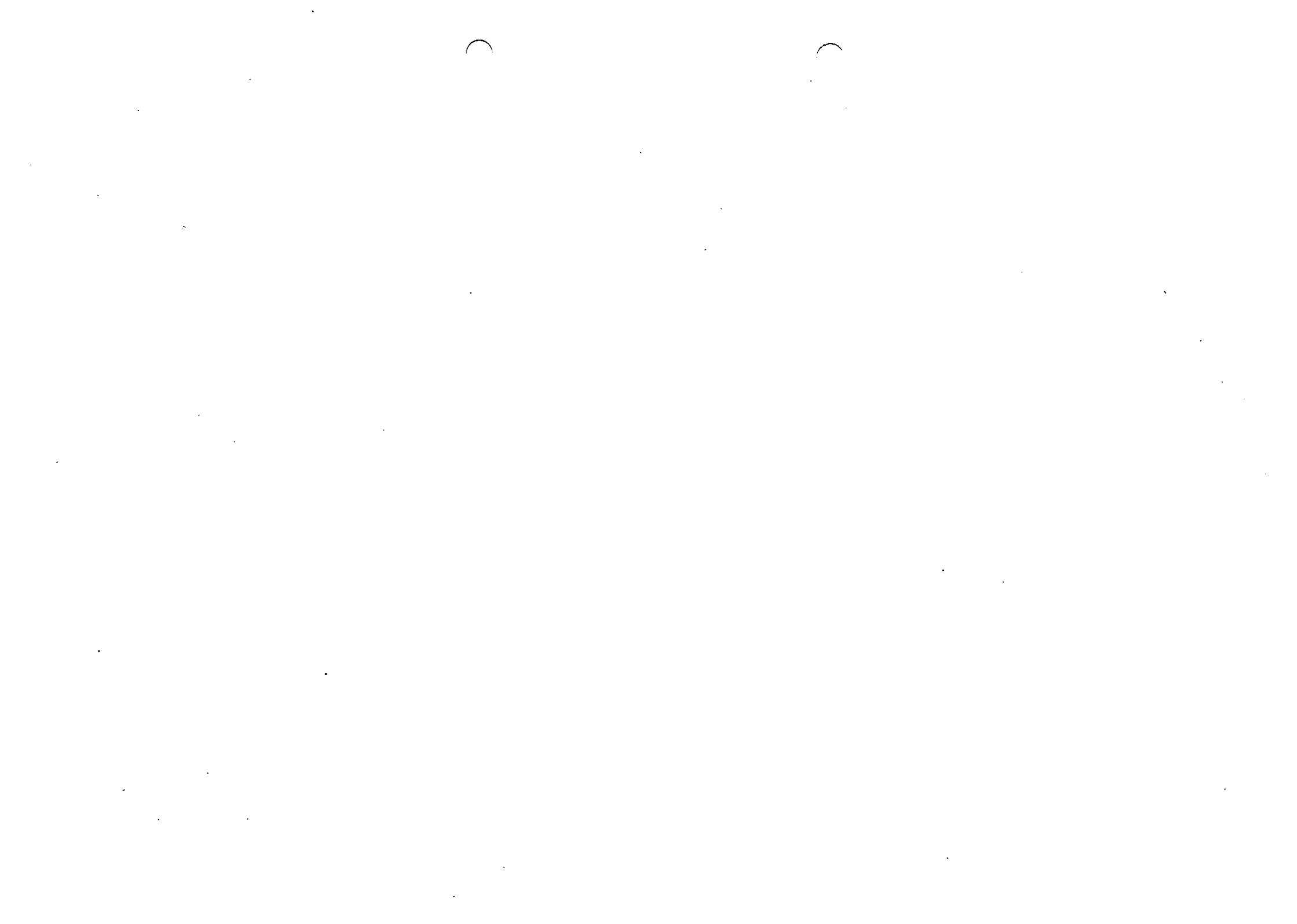
昭和61年度よりオンラインにより国民年金保険料の収録が、市区町村より磁器テープ進達に変更になったが、磁気テープの内容を一覧表として年度毎・市町村毎に保管していた。(上越社会保険事務所)

住民基本台帳法(昭和47年?)の改正により、国民年金の手帳番号等を市町村で登録することになっているが、市区町村の国民年金担当課と住民票を担当する課との連携が甘かったため、同一人に国民年金の手帳番号が複数払い出されていた。国民年金業務については、窓口が市区町村と言うことで、国の委任事務となっていたので、市区町村との連携を密にして指導(省庁間「自治省・厚生省」の垣根を超えて)を行えば重複払い出しは防げたのではないか。

現在は、市町村電算・社会保険庁のオンラインシステムである程度、改善されているとおもう。

政務官である方がマスコミ等で届書主義はおかしいと何回も発言されていたが、権力を握った現段階で、届書主義でない方法を提示すべきである。資本主義と言う社会構造が変わらない現段階で、全ての行政で届書主義でない方法があるのか疑問である。私が現業を行っていた上越社会保険事務所では、転入者で転入前の納付記録以外は自信を持っている。

なぜなら、検認率が99%で未納者は極限られて被保険者であり、1年に2回の過年度分の納付書の送付、未納者には3回~4回の個別訪問での説得を時効になるまでの2年間行っていた。新潟県の他の事務所も同じことを行っていた。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録は今後の徹底的に調査を促し、
 またこれらの問題に際して産偽の申し立てや不正な支給の
 為 取戻や追徴金等の増徴についても徹底的に調査
 するべきに
 記録判定については個々の疑問と要求と見直しを加え
 年金記録の正確な反映をこの大勢に望む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録と引分け納付記録は、最重要であると考えられる。全体的に年金加入者が将来の年金受給者になることが利便の目的であり、老後生活の所得保障であるから。従って、加入後、1月もしくは2月頃に納付記録の滞りや漏れと同様に把握して欲しい。年金記録問題の存在については、当初は年金の滞りや漏れが原因であると認識し、年金記録が滞りや漏れが原因であると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の年金利便加入(厚生年金国民年金)記録を追求し、納付記録は正確に反映されるまで調査を続ける。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特定口座で、
国民年金の口座が複数ある場合、
社会保険庁に届出をしないまま、
国民年金の口座を複数開設している。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個別事情の確認が必要。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input type="radio"/> |
|------|---|---------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・先米引退、自分の年金記録について疑問があるに申し出た件については人カによる調査を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の期間照会が不十分あり、特に脱退一時金の受給の
本人意識のすりかえが原因発生し説明に苦勞しました
、年金給付係に配慮した時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実を事実として本人に誠意をもって説明した

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p><input checked="" type="radio"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 <input checked="" type="radio"/></p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にご存じありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

退職後の生活は下町の利権ありと認識して
いた。そして、新制度が導入されて以来知りし
44年の社会生活を踏まえてよくわかっておりす。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

仕事では何の問題もありません。むしろ、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 業務を担っていた頃(昭和48~)
- ① 取得するに当たって事務が複雑な者が多く見られた。また加入期間が重複している者もいた。…将来、最良時の手帳の修正と抹消という安易な考え(裁量時主義)
 - ② 別荘等足踏から管理していた株主性が多く、確認できない箇所がかなりあり、将来的不安があった。
 - ③ 年金に対する関心が薄かった。この頃(昭和48~昭和50年代)脱退手帳を請求している者がかなりいた。その者が将来、請求時に脱退を戻していただくとわかってしまっていたとは…
 - ④ W1で手帳の確認はできるが記録がとれていない。業務上への解決の申請

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 確認できるのは事務上を通じて本人の申し出のみで、それも得た場合のみ。…当初から基礎年金番号の導入(1人1番号)…全期度先通
- ② CP上、老後の生活が不明。当時の記録の統合はムリではないかと思われ。…当時の記録の管理に対する問題がほとんど。…
考えは
- ③ 将来に配はるたものの脱退の請求書は件数にありの通りで問題かと思っていた。…当初から年金請求時に受給権のない者が若干一時金支給にすればよかった。
- ④ 手帳の作成への解決への本人からの照会に対する回答を早くする。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input checked="" type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありせん

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給者(現物)の元々の人増

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後報道等

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

千の円単位の強化

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に行っていくしかないのでは無いでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在職中は、年金に問題があるとは判らなかつた。
- ・問題の存在は、マスコミに報道されて始めて判らなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・不明です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理されずしてきてスオリだし問題が染上り
 殆どでは存在すること事態思わなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時、PRは済ませ?

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

おれさん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | ○退職者 |
|------|---|------|
| 所属 | 本庁 | ○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 県保険課医務管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、取組んでいる業務を、時内が必要に続けるとは
ないで(どうか)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、約2年間、年金相談をしましたが、困った事例は多く
向頭と認識しておりませんでした。
退職後の報道等を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
ましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省
点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はありませんでした。
どこかで問題認識があったら、もっと早く対応していただ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成29年3月退職までの在職期間内、地方庁からの年金記録が、オンラインシステムで処理されるので、事務作業時代のような調査がなれないと、新システムを信頼していたので、現在報道されているような問題が起きていたとは想像すらできなかった。
この問題を知らぬは、報道されてからであります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点を考えますと、現在問題処理に要しているエネルギーを基礎年金番号切替の際に投入すれば良かったのでは、否かと思われます。
被保険者や被保険者の年金番号を所持している場合等に対し、事務所の事務担当者指導に意を注ぐべきだったと思われます。
現在問題解決に努められている旨様に敬意を表しておきます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中、年金業務と私の身近なところで、
年金事務所が、あつた、などという事は、
全く承知しておりました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

内閣府がなかつたので対応はあります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そのような問題については、存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1で答えたとおりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、コンピューターで適正に管理されていると認識していました。
いまいわれているさまざまな問題があることを知ったのは、一昨年以来のマスコミ報道によるものです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な被保険者記録の徹底した管理が求められると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
 がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
 いとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の記録管理は、信頼関係のもと行われていることで、重大な事柄であり迅速に対応することが必要と考えていました。
存在を知りえた時期は定かではない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理の基本的なやり方が、変わった時点で切り替え作業をきっちりと出来なかったこと。
事務量の増加に対する取り組みについて、時間的なことを優先し確認作業等を後回しにしたことがひとつの大きな要因と考える。
今後確認作業に重きをおいた業務処理を行っていくべきかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

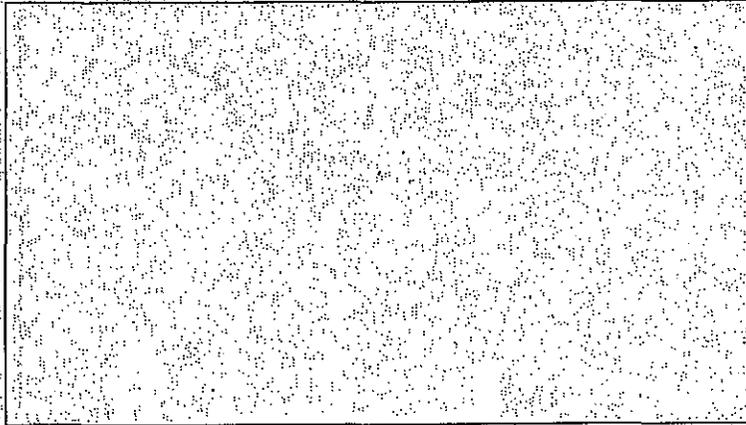
なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

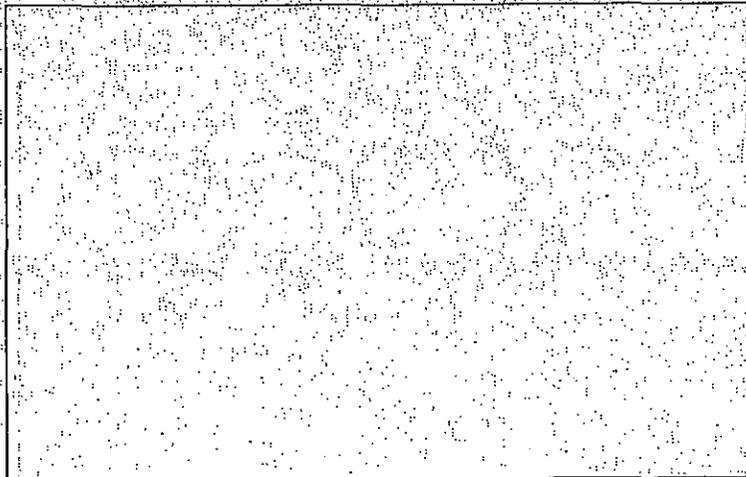
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたが存じていたら、具体的にご教示ください。

私は国民年金を主業務としていたの
最近の報道のように記録の問題があることは
若干うろたえては困る位ではなかったが、くわ
くは 理解はしていませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、いかなる問題があるかの認識は有りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている以外には存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録についてはおなじみですが、厚生記録についてはすでに20~30年前のことであり当時記録は原簿から一時的に切断して中央一括管理方式を取ったためにおきたケースが大部分であると思います。当時すでに相当の事故リストが送達されてきましたが、いまだ事故リストの送達がたかたかという状況があります。当時の状況は地方官庁ではとり待ちません。中央でその(事故)数の多さに処理方式を変更する等の処置を取ったが中央より原因が不明とされています。解決は完全なものは無く改善の策として自主申告方式でその当時事業所として記録の修正(訂正)ものについては認めにくいという基本的な姿勢で対処するしかありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、健康証(短期保険)の早期発行と年金記録の確認(年金番号・滞りの滞付等)の同時発行ができていない。健康証は専業主婦から早く発行するよういそぐを受け、年金番号の確認は被保険者自身が進むのが大変(当時勤めながら)に書いている事は就職に不利という傾向が有りました。また、いそぐのため工務友達の年金記録の確認は出来ていませんでした。短期保険と長期保険を同時発行していた事、当時の社会保険料の負担が重く感じました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では中央から言われた事を確実に守ることをしてきました。
当時年金記録の管理方法もトータル的に見れば弊人は当然この問題には気がついてはいたはずですが、自分が転勤するたびに懸念事項としておぼろげに感じ取っていたのではなかったか。
しかしながらこの問題には何回も同じことをくり返しているように思いますが、他はためてもらうより前向きにOBの協力をお願いするべきではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人記録と思われるものを知らせて確認作業を早急に基本とす。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の統一されることで年金請求手続きが便利
になると考えていた。
マスコミ報道で知った。(平成19年頃?)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金が請求主義であること。コンピュータが正確に
記録されるという点から、年金請求時に全ての記録
が揃いつくとの思いがあったのではないかと。
本人照会に対し回答がつかない人達に早期に対策
をうけてあげたいと思。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (総合管理) <input checked="" type="radio"/> h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

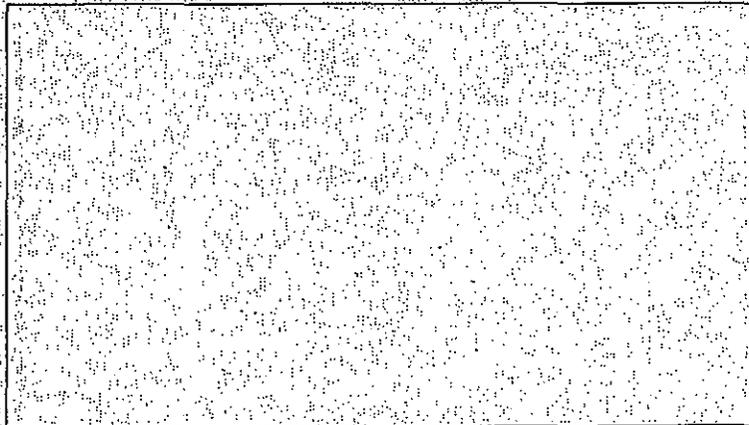
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

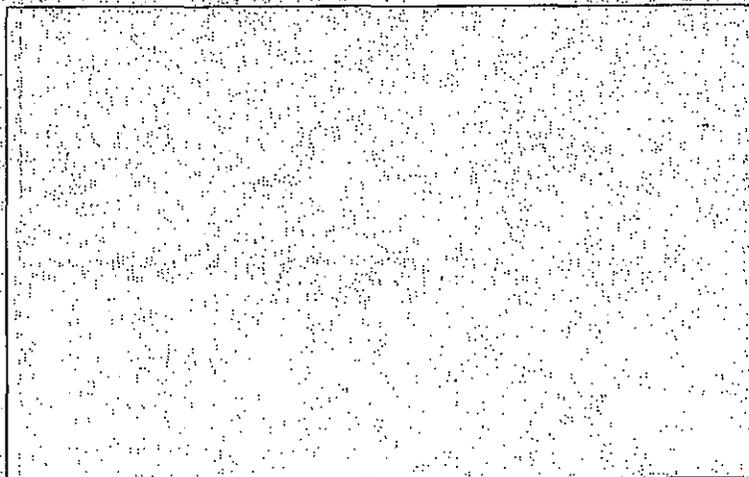
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金被保険者記録(厚生年金手帳番号)で同一人が複数の番号も取得していた事案が判明していたところからあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いまは絶えずおこなっているが、救済の仕組みを特別法で本人も同意確認する必要があらうと思っております

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金受給額に差につながる重要な記録と認識して適正な処理を行なってまいりました。
年金記録内容については平成19年2月頃と見受けられます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録内容で被保険者や受給者から相談を受けられたことがあり、始めに謝罪の記録をしていました。
また、社会保険事務所、被保険者や受給者の年金相談の連絡先について協力を行いました。併せて国民年金会として別な周知の協力も行っています。
年金内容には受給額差を10歳前後年先であるとの認識で処理が済んだことがあったことと見受けられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多少時間がかかっても、正確に対応すること
望む

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するのを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「社会保険適用事業所の常勤者が、事業主から厚生年金保険被保険者(国民年金第2号被保険者)資格取得の届出がされなく、国民年金第3号被保険者になっており厚生年金保険被保険者(国民年金第2号被保険者)の未適用となっているが、未適用について社会保険事務所に相談すると勤務先との雇用関係に影響があるのを心配」との話を退職後に聞いたことがあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をどればよいとお考えですか。

厚生年金保険被保険者(国民年金第2号被保険者)の適用もれ対策としては、事業所の調査、指導にあたり、個人情報保護法等に抵触しない範囲で公共職業安定所、労働基準監督署との情報交換並びに事業所の労働者から労働状況の聞き取り等が必要と考えられます。また将来を見据え、中学校、高等学校、大学の教育に年金関係授業があると良いと考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合記録関係については、厚生年金保険被保険者は、厚生年金保険被保険者の新規加入時に付番された年金記号番号を他の厚生年金保険適用事業所に転職しても使用することとなっていますが、私が社会保険事務所業務課在職中に、他の厚生年金保険適用事業所に転職の際に新たに付番された年金記号番号を受けたなどで幾つもの厚生年金保険の年金記号番号が判明し、年金手帳番号重複取消届書を届出された者が少なからず見受けられました。また転職の際に新たに付番された年金記号番号の紛失等で年金手帳番号重複取消届書の届出をされない未統合の厚生年金保険の年金記号番号が少なからずあると考えられます。

平成9年1月から基礎年金番号が導入され公的年金制度への加入が初めての者は、新規加入時に付番の基礎年金番号(作金手帳)を公的年金制度の加入が変更されても終身まで使用することとなっています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録発生防止の一つとしては、新規加入時に付番の基礎年金番号(年金手帳)以外に基礎年金番号が付番されない対策としては、新規加入時に基礎年金番号の付番された年金手帳の表面及び裏面に新規加入時に付番の基礎年金番号を終身まで使用する旨並びに手続きの重要事項を表示することも必要と考えられます。また将来を見据え中学校、高等学校、大学の教育に年金関係(適用から給付)授業が必要と考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金の大切さを広報する(事業仕分けで予算を削ることによるいらい)しかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金相談などで年金(手帳)番号を2つ以上持っている方が多く見受けられた。特に転職される方が多くある人への傾向があった。
本人や取次りの担当者がよく理解していたらと(公的年金に対する広報不足が原因?)
思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金に関心を持っている今がチャンス」として、
異なる広報活動を行いたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|---|
| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

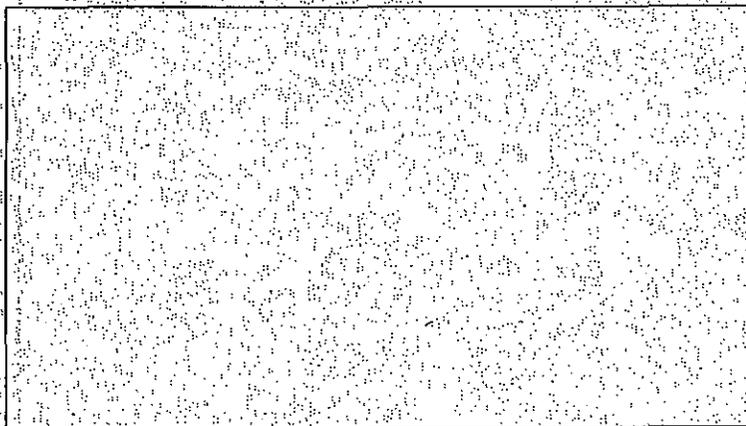
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

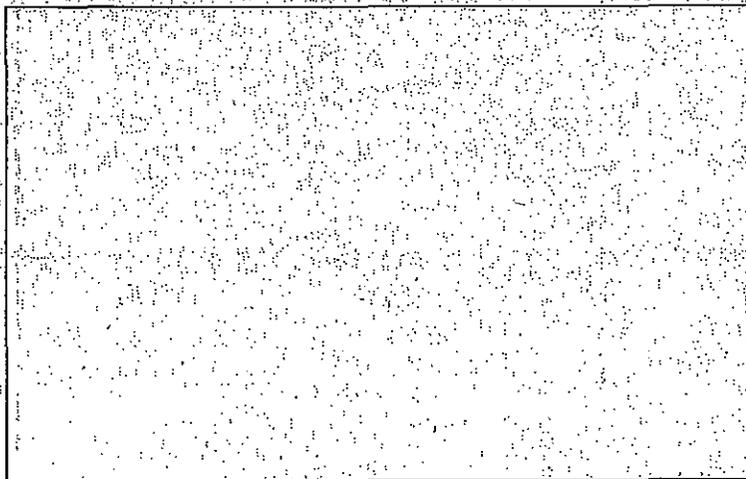
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一併 対応 しております

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に速めることはなし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全体の状況が不明のため、わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、マスコミの報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録は、マスコミに「消えた年金5千万件」と報道され、国民の不安感を与えた。

府は、未統合の記録の説明を詳細にして、国民の不安感を払拭すべきであった。

統合処理をひと早くやり終えたことと考えるが、遅延してこのような問題となった責任は、府の幹部にあり、地方には無いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

指導室長

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

在籍中は、保険、年金の適用業務に直接
 関係が皆無で、保険料徴収事務が大半を
 占めました。 かつ現在反省点は特になく、また
 解決方法も思当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録問題は特段の認識は有りませんでした。
退職数年後のテレビ新聞等の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input type="radio"/> |
|------|--|---------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題はなかったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

厚生保険、船員保険特別会計が不明でした。
採用条件(年齢制限や転取歴がない、又は年齢が
ないなどがあった)等により生年月日や取付を偽った
届出があり、若干の事故はあるのではとの認識は
あったが、全国でこれほどの事故件数があるとは
報道されるまでわからなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年齢的にみて厚年加入ならが不自然な者について
加入の有無についてもう少し徹底的に把握すればと
も思いますが、事務の方針、処理日数との兼ね合いも
あり、個人的にはわからなかった。
又、年金番号証について当初より手帳方式の交付
をしておけば、紛失等が少なく大切に扱われる
のではないかと
女性の氏名について特に誤りが多いと思う。
(003、カタカタ名→漢字など) 国民総番号制
船員保険の年金番号証の交付開始が遅かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金行政への働き

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 各企業からの資格取得等がすべて正しいと記入してなり事がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 厚生年金記録については、本人の職歴に基づいて、調査していくしかないと思う。

○ 国民年金については、同様と思えるが、加入記録がある場合は、解決の材料がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

○ 昭和30～40年代の女性の年金対応の相違がわからず、(各企業の求人にも年齢制限があつたのと思われる。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 時代とともに男女間の差がなくなり、訂正届も提出しやすくなり、記録統合がすすんでいく。
○ 年金番号を多く持つことに対する、不利益と各種説明会で話し合。
○ 最終的には年金請求時、本人の職歴をしっかりと記入されているが、過去の記録はでこぼこを思っている。(説明会等で年金請求にあつた人は、職歴記入をよりしっかりと、思い出し記入がよろしくお望みした。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

—

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には、また大きな問題として取り上げられていませんでした。かたして思えば「事故リスト」「記録統合」処理の困難さ(一部)から、いずれ発生する事象であったのでは。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後につき、OBとして責任の一部を感じつつも具体的な対応はできませんでした。

(反省点としては)

1. 制度創設以来、記録管理(方法、処理姿勢)に問題があったのでは
2. 秘達^{秘達}の制度に対する取り組み姿勢が十分でなかったことと、制度を国民に周知徹底が不足したのでは考えました。
_{上記}

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <input checked="" type="radio"/> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

年金請求の際、職歴と年金記録の照合により
 年金記録の補正ができる。
 本庁リストの調査時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複発付でどのようなトラブルが中々
 (総務番号別、中々番号発付時にも付券)
 係長判の納付状況と毎年通知(未納者にも含む)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に実態を1件1件調査すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全力で職務に精励していたので、年金記録問題が起きているとは思っていませんでした。
国会で問題になったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、この様な問題が起きていることを認識していません。
年金に携わる金融員が職務を忠実に実行する。

ご協力、ありがとうございます

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題
年金記録問題が年金記録問題の1つである

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の認識

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 | |
| | (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) | |
| | (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) | |
| | (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

設問に対し、回答している問題等は承知してはいる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が行政の過失や不正の指摘によって責任を回避するものであるが、事象及び問題の認識により年金制度加入と拒否した事実が明らかで存在していたと思われる。
 この問題の発生の中で不正義に申し立てにより年金権の発生(なり)額が改定されることにより国民年金の公平な拠出と受給を確保して欲しいと願っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

理行では、年金を受給するに、被保険者の請求行為により、同一収入を行うという「充足請求」等の法規程上の問題のみではなく、疑問点も、その時期は特定してない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給以前の数年前に「被保険者期間調査」により、自己の資格期間を再認識し、対事業主並に被保険者に指導した。

上記の如く「充足請求」も是とす。行政のあり方の問題であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input type="radio"/> |
|------|--|---------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原票送達(手)本庁(手)車扱(手)スト等の照会
 の制度処理に未だ、ご不明の点あり
 いものも受けておられたい。に
 年金は申請済みで、年金時に取戻して正しく記入
 する(手)問題は無いと考えていた
 消えた年金記録の問題は取戻が済んでから年金
 番号を取替された(手)左列 毎月月末締め
 料のコンピュータ処理された(手)時代の記録
 管理の問題があると思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求時には取戻を確定し空の期
 が在り(手)最大の注意を(手)請求に
 年金記録が消えた(手)は(手)変
 替(手)に(手)記録に
 (手)コンピュータ処理(手)作業
 正しく(手)毎月の記録管理(手)代替
 時の問題意識(手)対応すべき(手)
 申請、請求(手)「あぐら」(手)の(手)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

暗いなし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金事務は複雑で、特に記録管理は
厳格な作業が必要で、暗い手向が
多い。地道に対応するしかないと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本職中は年金記録問題はなく、マスコミ等で報道され問題になってから知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 <input checked="" type="radio"/> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一刻も早くこの問題を解決し、年金記録が本業の業務に専念できることが大切である。
 そのためにも、ある程度基準を緩和し、記録の回復作業を進めることも、やむを得ないと考へる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和55年頃、厚生省の適用業務に携わったが、当時は一人のひとに複数、記号番号を払出することがよくあった。資格取得届に再取得者にはカードが年帳も添付するようになった。しかし、本人や担当者も認識の無さもより、添付や再発行届がされず、再取得者に対しても新しい記号番号を払出することになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

再取得者に対しては重複付着を避けよう努めた。当時は複数の記号番号を払出した場合でも、後で重複取消し届をすることで記録が一本になり、大きな問題は無いと考えていた所があった。今になって思えば、早期の基礎年金番号の導入が必要だと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

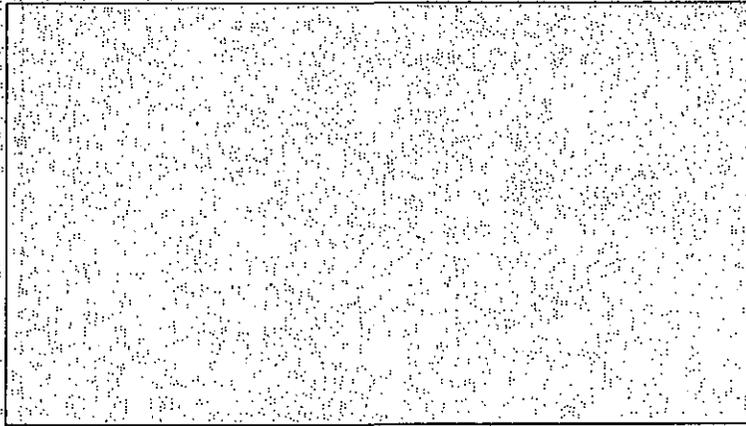
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ない。

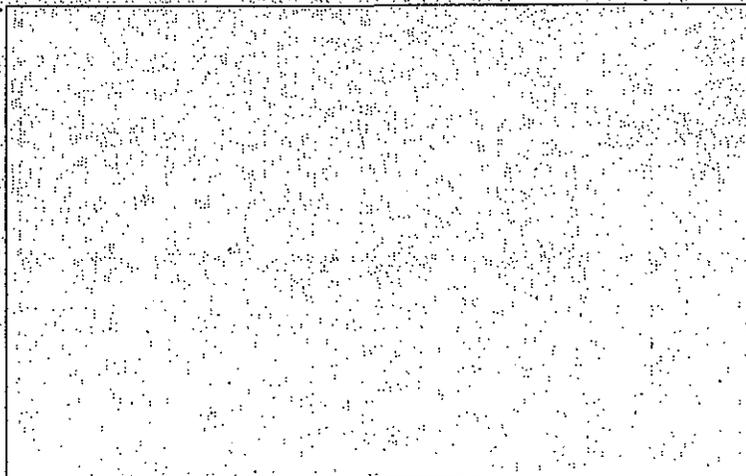
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らしたのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたが。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 今で行われてきた名寄せ作業を行いながらも、本人の申告が記録がみつからずとも一貫した主張であれば、特別措置を設けて救済しても良いのではとお考えです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 地方庁において記録の追達はマニュアル通りに処理しており、年金権の確保という面では、問題が生じるとは思いませんでした。
2. また、記録の追進後、問題のある記録について「事故リスト」が送付され、是正後再追進した事を知っています。
3. このような問題が存在すると知ったのは、マスコミの報道のときでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 現在行われている「年金定期便」のような形で、このような問題が生じるもっと以前から自分の記録を知らせ、確認してもらった方が取られなかった事が反省点の一つかなと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的にはわかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らたのはいつ頃でしたか。

過去のことは記録にさだめはありませんので
いつ頃かわすれませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一つ一つの問題を解決するべきである

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年頃の資格取得届において、下記項目が散開された。

- ① 戸籍生年月日と相違する本人の覚えによる届出。
- ② 戸籍氏名と相違するか、ひらがな、漢字での届出。
- ③ 転職による厚生年金記号番号の相違(重複払出し)による届出。

①②では高齢者(明治・大正生まれ)で、
②では女性において本人の恣意的行為、
また③では前職を隠したいことによる本人・事務担当者の認識不足による重複払出し。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制の導入により解決されていると思いますが、

氏名・生年月日の届出相違、基礎年金番号の個人管理から行政管理とならないか

・20歳で住民基本台帳などを基にした、行政からの基礎年金番号の払出し。

・20歳前の厚生年金加入者においても住民基本台帳を基とした基礎年金番号の払い出し。

・基礎年金の種別変更は行政の職権で行なえないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた間は、年金記録の将来の年金受給に与える影響の大切さや指導を受け、資格取得報酬月額等の事務処理に慎重に努めたつもりでしたが、事務センターからの年金記録事故リストの送付により、記録ミスがあることを認識いたしました。これは、可能な限りの検索により記録の修正や追加等を行い事故が減少しているかと思っております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理に当たっては、事務の簡素化等の確認、資料作成後の記載事項の複写者のチェックにより管理の徹底に努めてまいりました。また、事業主や相談者は、年金受給のための重要項目の改定年月日、年金番号(重複取得の場合)の誤りや、各種事務説明会や相談等により説明してまいりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

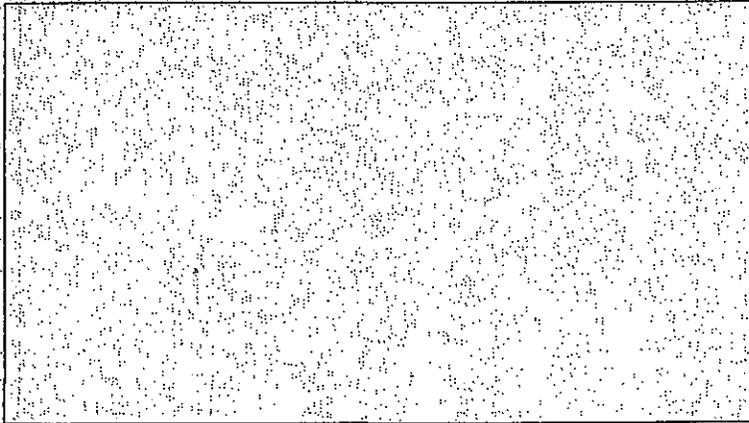
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

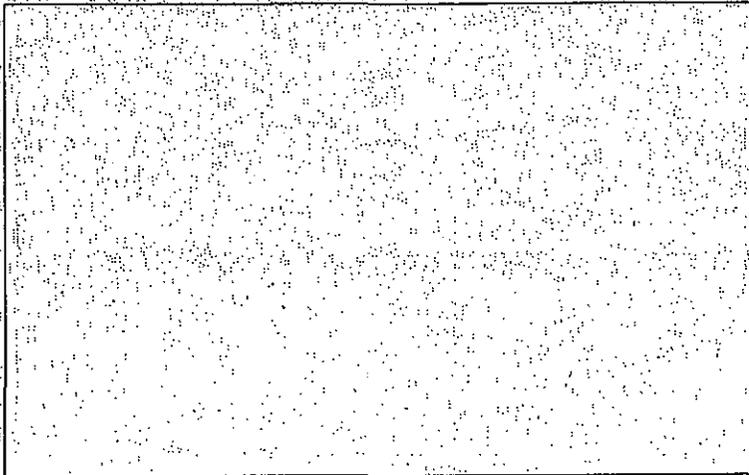
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍する時は、認識していません
おたに知るのは、メディアからです

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に、私見はありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在については新聞報道(平成18年10月26日付毎日新聞)を始めて知りました。在籍中はこのような問題があるとは全く存じませんでした。(平成16年4月退職)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 地方庁 |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題は「傾向」と感じているので、具体的な事項はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミの発表で初めて知りました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で思うに、社会保険庁の指示(マニュアル)に従って事務処理を行ってきた。
社会保険庁でデータを管理する際に不明とか不実命と確認した。その時点で地方庁に対して照会(事故リスト等)すれば解決への助けになっていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

今回の調査について

社会保険庁総務部総務課長から「調査の趣旨をご理解いただき・・・返信いただきますようお願い申し上げます」とする一方で「ご回答いただけない方については氏名を公表させていただく場合があります」とした文書が送られてきましたが、私はこの手法について驚くと共に強い不快感を持った事を申し添えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたのご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問4で書きた位です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とコンピューターの実を合せも必要だと思いますが、その場合名前の読み方、生年月日がはたして、~~誰~~どちらが正確なのか、が難しいと感じます。
 本人に確認出来ない現状から非常に難しい。しかし、どこかで区切りをつけよう必要はあり、冒頭のやり方しかないのかなという気がします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今でも厚生年金の記録がカセット記録になっている
事例が数多く見受けられますが、これは相当前から認識
していました。
年金問題が浮上したH18~19年頃、~~ですが~~相
談者として勤務していたが、未統合記録が500件
もあるとはとても信じられませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思
いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

当初は窓口で勤務していましたが、H19年、特別
便が発送された時、殊途が多数で誤配し、
未訪者の窓口への誘導に追われたのを覚えています。
特別便、定期便の記録調査を、行ってもらう場
から言えば、トラブルとして自らの身、資格取得の
ため、被保険者は勤務した月がどうも足りなかった
と気づいて、月末喪失、又切日による喪失を知らな
かった事があります。
特別便、定期便の内容が細かすぎて、よく理解
できていない。かかげたPRの必要は痛感します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時この問題とは知りません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今後二度と同じような事態をおこしてはなりません。
しかし、現在の対応を見ていると反省点があります。
犯罪に巻き込まれる(ノヤノヤの犯罪)は別として
社会保険事務所の職員という立場で、これは知らないと
むしろ反省点として挙げるべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題は、年金記録問題が年金記録問題とは
知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

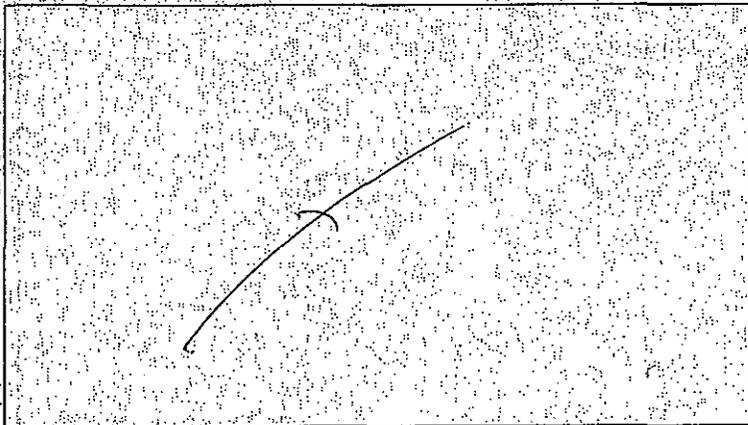
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

将来に禍根を残さる様な政治決着にならないのではと思います。

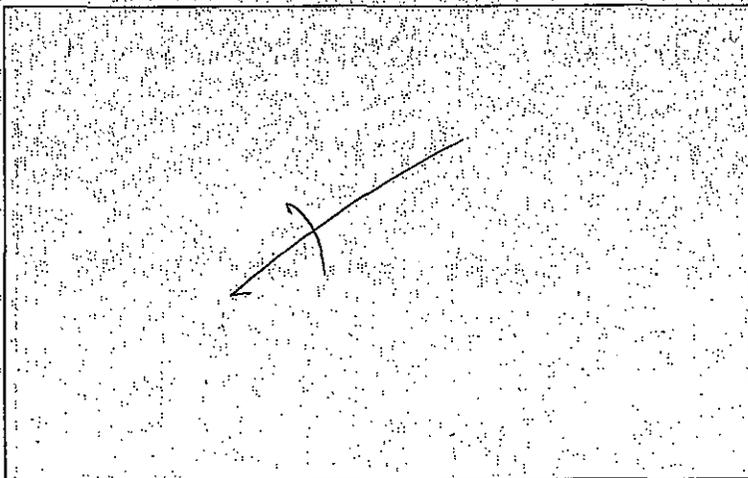
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職員の皆さんが金精が(国費協力の)を上げて
 取り組むべきである。国民の信頼を得るため
 借入金職員・バイトの皆さんは努力に限界がある
 と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 厚生省の旧台帳の中にコンピュータに収録されていない記録が170万件あると聞き、びっくりしている。なぜそうなったか知りたいです。
- 年金記録問題は退職後に知った。
昭和
- 31年に採用となり、道庁課台帳係に配属され、旧台帳の作成、整理、西行列装に努めた。その後中央庁に引き渡され、不向きに収録されたものと思われていた。結果未整理であったのはなぜなのか事実が知りたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保障は国民一人ひとりの生活がかかっている。職員(職員の組合(国労協)も含む)は国民に責任ある仕事を(なければならぬ)し、業務の推進にあたって、国労協との事前協議などは国民の利益にはならないので改善された。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 退職者 |
|------|---|
| 所属 | 本庁 地方庁 |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="radio"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし ✓

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人で対応するのは難しいです

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あつはなすなりのことであ
り問題公表された時点

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理の正確化

氏名生年月日等の届出に間違いがあるのでは、居住地
が異なる各種届出に住民票の添付の義務付けし
運転免許証等
住民票住所等で確認すべきではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊟ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

8/2

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録を通知して確認していくしかないと思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在するを知ったのはいつ頃でしたか。

・各個人の資産の3%があり、大変大きな問題と認識していた。
・先の国会で問題になったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・電話^{相談}で対応した
・反省点としては、取付時等にあって、公簿には
り氏名、生年月日を確認するが、会社に工事を
がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|--|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 <input checked="" type="radio"/> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

といて ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重大かつ深刻な事案と認識した

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まずは
法令を遵守することの徹底

つぎに
解決・改善に向け、迅速な対応と国民への
心がけです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

死亡や倒産などで既に存在しない者・事業所もあり、社保庁記録データも正確性が問われるものがある中で、本人申立などとの審査・調査による整合性の追求・特定には限界があり、不明の件数・量から「解決」という理解は得ることはできないと思うので、解決の方策は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いつ頃とはなく、国年・厚年に限らず1人の者が複数の手帳番号を持っていることはよく聞いていたことで、本人の記憶の欠落などで少なからず記録のもれは考えられていた。加えて本人からの生年月日、氏名等の虚偽申告や社保庁でのずさんな記録管理により特定できないいわゆる宙に浮いた記録が存在するだろうと思っていました。この中には無年金者のものもあると思うが、5000万件というこれほどの量とは思っていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な記録管理をするよう心がけた。
反省点としては、「組織全体として正確な記録管理への意識の欠落があったこと。」が第一であり、その要因としては、総背番号制の導入ができなかったことなど言われているが、要は現場の状況が正確に上まで伝わっていなかったこと、また、大切な記録という意識の欠如があったことだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|---|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたが、また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、つづらこ帳簿から電子への切替の
 欠陥があったことが、「長年間にわたり徐々に問題が
 発生していた」ということを、政治家やマスコミ
 の指摘のすゝめ、自分と現場職員の間接的に
 (つまり下の「年金記録問題」を知り認識。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な年金記録相談に対応べし、事務所の体制も
 整えるよう努力した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

この調査の本来の目的は何かよいか。
「皆様の知恵と工夫を集約」と言っているから、回答
がないついでに、私を代表する場面ありとある。という
真意が判りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、年金記録問題の対応に遅れがちな通年の業務も
これにいかめおられない職員の色紙の大きさを、しっかりと
認識すべき。

意味のある調査報告をなくし、整理・臨界業務台
等の効果、必要性を報告すべきだと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> | 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|--------------------------------------|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> | 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在国庫に納められている年金の物に
思い当たります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

物に

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重大な問題と認識していた報道がきっかけ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けた社会保険庁の対応が、よく分かった。2点の反省点あり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|------|--|
| 区分 | 現職者 <input type="checkbox"/> 退職者 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 所属 | 本庁 <input type="checkbox"/> 地方庁 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

(質問1) 特になし

(質問2)

本来責任を取るべき本庁が保身のためにすべて地方(職員)に責任転嫁し、社会保険事務所の信頼を失わせてしまった現在、方策はないでしょう。

遅きに失しているし、(霞ヶ関は)多分やる勇気はないでしょうが、我々職員の人為ミスは謝罪しながらも、基礎年金番号制度のスタート時2以上の手帳をお持ちの方に届出を勧奨していたこと、その後計画的に補正に取り組んでいたこと、本人からの確認がなければ正しい記録を作りえないこと事例があること、結果的に年金の請求時に確認をし正しい記録で支給するよう努めていたことなど、不可抗力に近かったことや被保険者にも責任の一端があることを、報道機関に伝えてはどうか。

我々地方を指導してきた責任ある立場の人が、少しでも地方職員に責任転嫁したままに終わらせず、行動していただければ、地方職員の励みになり明日からの仕事に邁進してくれるのではないのでしょうか。

注意したにもかかわらず2度目の覗きをした職員等怠惰な職員の叱責は構わないが、日々努力してきた職員を大切に扱うことが何よりの方策かと思う。

(質問3)

- ・ 未統合が5千万件もあることは知らなかったが、基礎年金番号の導入にあたって、被保険者からの回答率が低いことは知らされていたので、ある程度は予測していた。
- ・ 旧台帳の中でコンピューターに収録されていない記録については、給付課にいた当時から収録するよう要望していたが、聞き入れてもらえなかった。
- ・ 記録の不正確さについては、国民年金では紙台帳管理時代は、年に1度市町村の台帳と照合を行い、記録の補正を行うなど正確な記録管理に努めていたと思うが、オンライン化されてからは、人為ミスがなくなるとの認識とこれで万全なのかとの一抹の不安は持っていた。
- ・ しかし、第三者委員会への申立の中には、国保保険料との勘違いや、遺族年金の受給を考慮させて夫のみの納付勧奨を行ってきたこともあり、一方が取めていれば夫婦とも納めていたはずとの判断には傾けない。

(質問4)

- ・ オンライン化後については、国民年金の保険料納付証明書を手1回被保険者に通知してほしいと要望していた。
- ・ 記録で問題が発生したときは、本人からの申し出と市町村の記録と市町村職員からの意見を聴取し対応していた。
- ・ 記録の補正は年金請求のときに行えば実害はないとの思いが、少なからずあったように思う。

正確な年金記録管理が、常に必要であることの認識が甘かったと思っている。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 <input type="radio"/> 退職者 <input checked="" type="radio"/> |
|------|---|
| 所属 | 本庁 <input type="radio"/> 地方庁 <input checked="" type="radio"/> |
| 最終官職 | <p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)</p> |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧法国民年金の短期年金受給者（10年、5年、再開5年）の方々は、厚生年金期間を統合することにより旧法国民年金を失権することとなり、何回照会をしても自分の記録として申し出ないと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人確認主義の方法のみでは解決しないと思う。
 未曾有の第二次大戦の結果、国土が焦土と化した訳であり、記録の中には相当数の物故者が居るのではないか。
 戦前であれば、徴用、勤労学徒等はどこから連れてきたのか、戦後間もない頃であれば学卒者は主にどこから来たりしていたのか等の背景を調べ、その上で血縁者、近隣者に聞き取り調査で外堀を埋めて、最後は断定するしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私としては、事務所課長時代も含め、国民年金業務のみの従事であったので認識は薄かった、ただ昭和36年に国民階年金制度になっても、厚生年金においては、依然として脱退手当金制度を継続支給していた、厚生年金の適用を健康保険の窓口で兼務させたことも誤りと思う。

平成19年の厚生年金の氏名収録の時点で、事務所の番号払出名簿の調査を自ら行って、時間の経過等もあり容易ならざる問題と認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生してからは、事務所支援、電話相談センターへの動員配置と自らも赴いた。

基礎年金番号の導入がされても、仕組みとして、健康保険の窓口との分離を採らなかった。

市町村を絡ませ年金付番に際しては住民票添付させる位のスタンスを取るべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|------|--|-----|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) | |

- (注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。
- (注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。
- (注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

貯蓄 査察も必要のすべし 最後はひ
やるべし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問③)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知らなかったのはいつ頃でしたか。

他人の持名を誤り認して 重名はもつてある
、平成20年8月頃

(質問④)質問③の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期の調査 回答が必要はこれから、費用
一々押さの弁済業務の重役調査等も2ヶ月以内
時限も費用も即座で支払と思われ。

ご協力、ありがとうございました。